新潟市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料価格の高騰に伴い農業経営に影響が生じていることから、化学 肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の経費に対し、予算の範囲 内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則 第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び補助率等)

- 第2条 市長は、別表の事業実施主体が行う事業について、予算の範囲内で補助金を交付 する。
- 2 事業内容及びこれに対する補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請および実績報告)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付申請および実績報告をしようとする場合は、新潟市肥料コスト低減支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

(交付決定および額の確定)

第4条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、事業実施主体に新潟市 肥料コスト低減支援事業費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知する ものとする。

(補助金の返還)

- 第5条 事業実施主体は、補助金の交付を受けた取組実施者が、補助金の交付要件を満た さないことが判明した場合や、規則またはこの要綱に違反したときは、以下に掲げる基 準により、当該補助金の返還を求めるものとする。
 - (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、 要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
 - (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返 還を求めるものとする。
 - (3) (1)及び(2)の返還については、自然災害等の取組実施者に責めに帰さない事情である場合は、その対象としないことができるものとする。
- 2 事業実施主体は、取組実施者が補助金を返還する必要が生じた場合には、市長に速や かに報告するとともに、取組実施者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとす る。
- 3 2により補助金の返還があった場合は、事業実施主体は当該返還額を市に返還するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月30日から施行し、令和4年11月4日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。

肥料コスト低減支援事業費補助金
実施主体は、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令 12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通よび、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月203農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要いう。)」に基づき、化学肥料の低減に向けて取り組む取組に対し、肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥高騰による農業経営の影響を緩和し、化学肥料の使用量の図る。
施要領第2の2の承認を得た協議会とし、新潟県農業再生 とする。
施要領第3の1から4の要件を満たす農業協同組合、農事人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団ー般財団法人、特定非営利活動法人等とする。
助金の額は、国実施要領別記3の第2の2(1)で算出された 爱金額に1/7を乗じた額とする。
施要領別記3の第2の2(1)に定める支援金額の算定式援金額=(当年の肥料費-前年の肥料費)×0.7 年の肥料費=当年の肥料費÷高騰率÷0.9 率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づ物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。 事業の対象は、取組実施者に参加する、新潟市内に住所を農業者分(以下「参加農業者」という。)を対象とする。 助金額は参加農業者ごとに1円単位とし、1円未満は切りるものとする。

	4 令和4年秋肥は令和4年6月~10月に注文した肥料、令和5年春肥は令和4年11月~令和5年5月に注文した肥料を対象とする。
取組実施者の 募集方法	取組実施者については、事業実施主体において募集を行うものとする。
提出書類	事業実施主体は、国支援金額が確定したのち、すみやかに本事業の補助金額を算定し、以下の書類を市長に提出するものとする。 ・交付申請書及び事業実績報告書(様式第1号) ・明細表(様式第1号 添付資料) ・参加農業者の明細がわかる書類

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

補助金等交付申請書兼事業実績報告書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

2 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の 2 割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することで、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量低減を図る。

3 事業の内容

(添付資料 1) 新潟市肥料コスト低減支援事業費補助金 明細表のとおり

- 4 補助事業の完了年月日
- 5 情報の公表の状況
- 6 添付資料
 - 明細表 (添付資料)

年 月 日

様

新潟市長

新潟市肥料コスト低減支援事業費補助金 交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった新潟市肥料コスト低減支援 事業費補助金について、下記のとおり交付の決定をし、確定したので要綱第4条の規定に 基づき通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 円
- 2 交付の条件
- ・取組実施者に対し、すみやかに本補助金を交付すること。
- ・その他、新潟市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱の定めによる。

取組実施者名:

	参加農業者	支援額(円)				
No.	氏名 又は 法人・組織名	□ 秋用肥料(令和4年6月~令和4年10月注文分)□ 春用肥料(令和4年11月~令和5年5月注文分)※1				
	(新潟市に住所を 有する者)	当年の肥料費	国支援金	県上乗せ 支援金	市補助金額	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
集計						

^{※1} 該当する申請にチェックをつける

^{※2} 取組実施者ごとに本様式を作成する